

一般財団法人ヒューマンライツ教育財団 選考委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人ヒューマンライツ教育財団（以下、教育財団と言う）の定款第4条の給付奨学金・助成金事業の各事業を円滑に実施するための選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 この委員会は、教育財団代表理事の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

(1) 給付奨学金・助成金支給対象者を選考する事項。

(構 成)

第3条 この委員会は、委員3名以上で構成する。委員は下記の中から教育財団代表理事が委嘱する。

(1) 学識経験者と教育財団役員

(2) 委員のうちには、この教育財団の役員は1名を超えて含まれることになってはならない。

(委員会・委員長)

第4条 委員会には、議長を置き、議長は委員の互選とする。

2 委員会の招集は、本会委員長が行い、会議は、議長がこれに当たる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 委員会の議事遂行上必要な事項については、委員会が議長と協議して定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。